

令和7年2月12日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
情-I-016	市ヶ谷LAN（無線LAN）と防衛省OAシステム基盤との接続に関する設定変更役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：令和7年4月1日 至：令和7年6月30日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和7年3月28日（金）11：00
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格
 - （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - （3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること。
 - （4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - （5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項
11. そ の 他
 - （1）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
 - （2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
 - （3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
 - （4）契約締結日までに令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
 - （5）入札に関する条件（仕様書2.4 a）～c）に定める本業務の実施体制並びに仕様書6.1 a）1）～3）に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和7年3月3日（月）12：00。必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。

(6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」 (<https://www.p-portal.go.jp>) を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年3月26日(水)までに、下記担当者必着分を有効とする。

(7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30～18:15 (12:00～13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 森田 電話 03-3268-3111 内線 20823

仕様書			
品名	市ヶ谷LAN（無線LAN）と防衛省OAシステム基盤との接続に関する設定変更役務	仕様書番号	
		作成年月日	令和7年1月28日
		改正年月日	令和 年 月 日
		整備計画局サイバー整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「防衛省OAシステム基盤借上（03換装）」で利用者に提供されている各種機能（以下、「既存機能」という。）について、市ヶ谷LANが提供する無線LAN接続サービス（以下「無線LANサービス」という。）を介して、「防衛省OAシステム基盤借上（03換装）」、「防衛省OAシステム基盤借上（05端末増設）」及び「防衛省OAシステム基盤借上（06端末増設）」で導入された端末（以下「省OA端末」という。）で利用可能とするための設定変更作業に関する役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語の定義

本仕様書にある「支出負担行為担当官等」とは、支出負担行為担当官及びその補助者のことをいう。

1.3 引用文書等

本仕様書における引用文書は、本仕様書に規定する範囲内において、本仕様書の一部をなすものであり、引用文書に定める項目が本仕様書と相違する場合は、本仕様書を優先する。

なお、引用文書及び関連文書は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1 引用文書

a) 法令等

- 1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 3) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）。以下「情報セキュリティ通達」という。）
- 4) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーンリスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号。31.3.29）
- 5) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーンリスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第5081号。令和3年3月31日）

1.3.2 関連文書

a) 仕様書等

- 1) 防衛省OAシステム基盤借上（03換装） システム構成書
- 2) 防衛省OAシステム基盤借上（03換装） システム設定書「注意」

b) 法令等

- 1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 2) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）
- 3) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
- 4) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号。19. 9. 20）

2 本役務に関する要求

2.1 概要

本役務は、無線LANサービスのアクセスポイントが設置されている各執務室等において、省OA端末から無線LAN接続サービスを介して既存機能を利用可能とすることを目的とする。

2.2 実施場所

防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町5-1）B棟共用電子計算機室及び官の指定する場所とする。

2.3 役務期間

契約締結日から令和7年6月30日（月）までとする。ただし、土日祝日及び官側の指定する日は除く。

2.4 体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議するものとする。

- a) 日本国籍を有していること。
- b) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- c) 上記b)の業務従事者が履行に必要もしくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)、業績等を有すること。
- d) 上記b)の業務従事者がほかの手持ち業務等との関係において、履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2.5 作業従事者名簿

契約相手方は、契約締結後に官と調整の上、速やかに「作業従事者名簿」を作成し、官に提出すること。また、これを変更する場合には、事前に官と調整するものとする。

2.6 役務実施計画

契約相手方は、契約締結後に官と調整の上、速やかに「役務実施計画書」を作成し、官の確認を得た上で本役務の履行に着手すること。

a) 役務実施要領

2.7.1項～2.7.3項の作業項目を示し、実施要領を示すこと。

b) その他

官が要求する事項または契約相手方が必要とする事項を記載すること。

2.7 役務内容

契約相手方は、本役務について以下の作業を行うこと。

2.7.1 設定変更内容

契約相手方は、省ＯＡ端末が無線ＬＡＮサービスを利用する際に必要となる通信経路を確立するための設定変更を実施すること。設定変更に当たっては以下の作業を基準とし、必要となる作業が生じた場合は都度官と協議し、実施可否を決定すること。

a) ＤＨＣＰサーバ設定追加作業

省ＯＡ端末が無線ＬＡＮサービスを利用する場合のＩＰアドレスは、新規に払い出すため、その自動割り当て設定を既設ＤＨＣＰサーバに対して実施すること。

b) Ｆｉｒｅｗａｌｌ設定追加作業

新規ＩＰアドレスを払い出された端末が各サーバに対して通信するため、通信のフィルタリング機能を有する既設Ｆｉｒｅｗａｌｌに対し、「アドレスグループ情報の追加」と「通信許可ポートの追加」を実施すること。

c) 検疫装置設定追加作業

省ＯＡ端末は、セキュリティパッチ更新状況などを検疫装置から監視する必要があるため、既設検疫装置に対し、「セグメント追加」と「検疫ポリシーの追加」を実施すること。

2.7.2 システム改修手順

設定変更に当たっての手順は、表１のとおりとする。

表１ システム改修手順

手順	作業項目	作業内容
1	要求分析及び基本設計	省ＯＡ端末が無線ＬＡＮサービスを利用するために必要なネットワーク設計を実施し、システム構成書を作成する。
2	詳細設計	システム構成書に基づき、パラメータ設計を実施し、システム設定書を作成する。また、設定変更手順を作成する。
3	設定追加	設定変更手順に基づき、設定を実施する。
4	試験	システム構成書及びシステム設定書に基づき、システム試験計画書を作成の上、試験を実施する。

2.7.3 試験

無線ＬＡＮサービスの接続試験及び無線ＬＡＮサービスを介した既存機能の試験を実施すること。試験は、以下のとおり実施するものとし、実施に当たっては試験項目を作成し、官の承認を得ること。

また、試験結果は、画面キャプチャ等のエビデンスを含める形で試験結果報告書に取りまとめて提出し、官の承認を得ること。なお、試験は運用に影響を与えずに実施し、各棟当たり、1箇所以上を基準とし試験を実施すること。

a) 正常動作確認、設定内容確認等（単体試験、結合試験）

b) 既存機能の正常動作確認（総合試験）

2.7.4 引き継ぎ・教育の実施

契約の相手方は、省O Aのシステム管理者及び運用役務員向けとして、本役務の結果生じる運用への影響がある場合には整理のうえ、引き継ぎ・教育を実施すること。

2.7.5 会議体

契約の相手方は本役務に係る進捗状況報告や検討事項に対する調整において、適宜会議体を開催の上官と合意形成を図ること。なお、開催された会議体においては、議事録を作成し3営業日以内に提出すること。

2.7.6 各種調整

本役務における設定変更を実施するに当たって、市ヶ谷LANや他事業の事業者と調整事項が生じる場合は、主体的に調整し、合意形成を図りながら作業を進めること。その際、調整事項・内容・状況が把握可能な一覧を作成し、管理すること。

2.7.7 その他

本役務に際して官からの求めがあった場合には、適宜協議の上実施すること。

3 検査

2項について、支出負担行為担当官等の目視、立会及び「システム試験結果報告書」による確認又は承認によるものとする。

4 提出書類

提出文書は表2のとおりとし、事前にシステム管理者の確認を得ること。様式は任意とする。電子媒体による提出については、Microsoft Word, Excel 又はPowerPoint で閲覧、編集、保存ができるファイル形式とする。

表 2 提出文書

No	文書名	提出時期	提出先	部数
1	役務実施計画書	契約締結後速やかに	整備計画局サイバー整備課	電子媒体：1部
2	作業従事者名簿	契約締結後速やかに	整備計画局サイバー整備課	電子媒体：1部
3	システム構成書	令和7年5月末まで	整備計画局サイバー整備課	電子媒体：1部
4	システム設定書	令和7年5月末まで	整備計画局サイバー整備課	電子媒体：1部
5	試験計画書	試験実施前まで	整備計画局サイバー整備課	電子媒体：1部
6	試験結果報告書	令和7年6月30日	整備計画局サイバー整備課	電子媒体：1部
7	会議資料	令和7年6月30日	整備計画局サイバー整備課	電子媒体：1部
8	議事録	会議体開催から3営業日以内に暫定版提出 最終版は令和7年6月30日	整備計画局サイバー整備課	電子媒体：1部

5 官側の支援

契約相手方は、本役務の履行に当たって必要な場合、契約担当官等を通じて、官側が認める範囲内及び本役務期間内において、次に示す官側の支援を無償で得ることができる。

- a) 防衛省内における電力、水、スペース等の使用
- b) 防衛省内における施設の利用
- c) 防衛省内における官側の保有する関連器材の使用
- d) 防衛省内における構内回線の利用

6 情報の保全、秘密保全及び個人情報保護等

6.1 情報の保全

契約の相手方は、本業務の契約の履行に当たっては、次の事項について遵守すること。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について**（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）における別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく防衛省に通知するものとする。なお、細部については、**別冊ア**のとおりとする。
- 1) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報

セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。)として取り扱われることを保障する履行体制

2) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

3) 官が書面により個別に許可し防衛省が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

b) 契約の相手方は、本業務の契約の履行に必要な場合を除き、端末類から部外に対して電子メールを送信してはならない。

6.2 秘密保全

a) 官側が定める立入禁止の掲示がある場所及び部隊等の長が定める立入制限場所等（以下「立入禁止場所等」という。）へ立ち入る技術員等は、当該立入禁止場所等への立入手続等に関する達又は、官房長等又はその指定した者が定める手続に従い、立ち入りを許可された者でなければならない。

b) 立入禁止場所等において保守作業若しくは搬入調整作業等を実施するに当たっては、官側所定の立入申請書により過去に立ち入りの実績がある場合は作業の2週間前までに、実績がない場合は契約後速やかに提出し、許可を得ること。

c) 契約の相手方は、官側から貸付けを受けた文書及び電子データについては、当該業務終了時に官側に返却すること。また、提供を受けた文書及び電子データについては、当該業務終了前までに消去又は廃棄して、速やかにその旨を書面で報告すること。

d) 本業務に係る情報及び情報システム以外の官側が所管する情報及び情報システムに不要なアクセスを実施しないこと。

e) 立入禁止場所等への携帯電話、パソコン及び可搬記憶媒体の持込みについては、官側と協議の上、その指示に従うこと。

f) 契約の相手方は、本システムにおいて、情報セキュリティが侵害され又は侵害されるおそれが発生した場合には、直ちに官側に報告すること。

g) 業務の遂行において契約の相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官側が認めた場合は、官側の求めに応じ協議を行い、官側と合意の上で、改善を図ること。

h) 契約の相手方が第三者を従事させる場合等の届出については、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーンリスク対応のための措置について（通達）**に基づき、所要の届出を実施するものとする。

6.3 個人情報保護等

a) 契約の相手方は、官側から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、**個人情報の保護に関する法律**に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本

業務以外の目的のために利用してはならない。

- b) 契約の相手方は、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーンリスク対応のための措置の細部事項について（通知）**別添「情報システムに関する調達におけるサプライチェーンリスク対応に関する特約条項」に基づき、サプライチェーンリスク対応を実施すること。
- c) 上項**a)**及び**b)**のほか、官側は契約の相手方に対し、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な範囲で、秘密を適正に取り扱うための措置を採るべきことを指示することができるものとする。
- d) 契約の相手方は、本業務の契約の履行に必要であると官側が承認した場合を除き、情報を役務事務所以外の省外に持ち出してはならない。
- e) 契約の相手方は、本業務の契約の履行に必要であると官側が承認した場合を除き、外部から省内実施場所へデータを持込んではならない。
- f) 本業務の実施において情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある場合には、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を官側に報告すること。
- g) 本業務の実施における情報セキュリティ対策の履行状況について、官側から実績の報告を求めた場合には、速やかに提出すること。
- h) 本業務の実施において、契約の相手方における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められる場合には、契約の相手方は官側の求めに応じ、協議を行い、必要な対策を講じること。

7 提出書類の取扱い

7.1 知的財産権の帰属

7.1.1 著作権

- a) 提出文書に関する著作権は、官側に帰属するものとする。また、契約の相手方は、防衛省が承認した場合を除き、提出文書に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- b) 上項**a)**に関わらず、提出文書に契約の相手方が既に著作権を保有しているものが組み込まれている場合は、契約の相手方が既に著作権を保有しているものの著作権についてのみ、契約の相手方に帰属する。
- c) 契約の相手方は、本業務の提出文書に関し、**著作権法**第27条及び第28条を含む著作権の全てを官側に無償で譲渡するものとする。
- d) 提出文書に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、契約の相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- e) 上項**a)**及び**c)**において、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲で、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。
- f) 本業務の提出文書等に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら官側の責めに帰す場合を除き、契約の相手方の責任と負担において一切を処理するこ

と。この場合において、官側は当該紛争の事実を知ったときは、契約の相手方に必要な範囲で訴訟上の対応を契約の相手方に委ねるなどの協力措置を求めるものとする。

- g) 官側は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書の定めるところにより官側に提出された、提出文書に組み込まれた契約の相手方がすでに著作権を保有しているもの（以下、「固有の著作物」という。）につき、この契約に関して防衛省が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、固有の著作物を、防衛省の内部において複製、翻訳及び翻案することができる。ただし、固有の著作物のうち契約の相手方の指定するものを除く。
- h) 官側は、契約の相手方から、上項**a)**及び**c)**により官側が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
- i) 上項**h)**にかかわらず、契約の相手方は、防衛省の使用に供する目的で、上項**a)**及び**c)**により官側が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。

7.1.2 権利義務の帰属等

- a) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触する場合は、契約の相手方は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- b) 契約の相手方は、本業務の実施状況を第三者に提供し、又は公表しようとする場合は、あらかじめ、官側の承認を受けなければならない。
- c) 本業務において作成した情報は、防衛省の所有に属するものとする。

8 再委託

- a) 契約の相手方は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約の相手方は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先名等」という。）について記載した文書を提出し、官側の承認を受けなければならない。
- c) 契約の相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、官側の承認を受けなければならない。
- d) 契約の相手方は、上項**b)**又は**c)**により再委託を行う場合には、契約の相手方が官側に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し「**6 情報の保全、秘密保全及び個人情報保護等**」に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) 上項**b)**又は**c)**に基づき再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て契約の相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事

由とみなして契約の相手方が責任を負うものとする。

- f) 契約の相手方は、本業務の契約の履行に当たり、第三者に従事させる必要がある場合は、情報システムに関する調達におけるサプライチェーンリスク対応に関する特約条項に基づき必要な手続きを実施する。

9 資料の貸与

9.1 設置・調整における貸与

契約の相手方は、表3に示す貸与品の他、設置・調整作業に必要な官側の保有する文書等について官側と協議の上、無償で貸付け又は、閲覧することができる。

表3 貸与品

No	名称	秘密区分	媒体	数量	貸付期限	貸付・返却場所
1	防衛省OAシステム基盤 (O3換装)借上システム 構成書	—	紙又は 電子媒体	1部	契約締結後 ～ 賃貸借 開始前日	防衛省整備計画局 サイバー整備課
2	防衛省OAシステム基盤 (O3換装)借上システム 設定書「注意」	注意	紙又は 電子媒体	1部	契約締結後 ～ 賃貸借 開始前日	防衛省整備計画局 サイバー整備課

10 その他

- a) 本役務実施の際は、施設（床及び壁等）を損傷しないよう留意すること。
- b) 本役務作業にて発生した不要な廃材等は、契約相手方の負担にて処分すること。
- c) この仕様書に疑義が生じた場合は速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うこと。

別記様式第 1 （第 2 項関係）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号										
	調 達 要 求 番 号	物管第 号									
	調 達 要 求 年 月 日	令和 7 年 1 月 2 9 日									
	作 成 部 課	整備計画局サイバー整備課									
	作 成 年 月	令和 7 年 1 月 2 9 日									
品 名	市ヶ谷 LAN（無線 LAN）と防衛省 OA システム基盤との接続に関する設定変更役務										
仕 様 書 番 号											
1 保護すべき情報の管理 契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第 1 3 7 号。令和 4 年 3 月 3 1 日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。 2 保護すべき情報として指定された情報 <table><tr><th>保護すべき情報</th><th>保護すべき情報の詳細</th><th>企業で取り扱う際の留意事項</th><th>備 考</th></tr><tr><td>仕様書</td><td>市ヶ谷 LAN（無線 LAN）と防衛省 OA システム基盤との接続に関する設定変更役務調達仕様書別冊 ア による。</td><td>契約の履行の一環として収集、整理、作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。</td><td></td></tr></table> 3 特記事項 ※細部については別途官側が指示する。				保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	仕様書	市ヶ谷 LAN（無線 LAN）と防衛省 OA システム基盤との接続に関する設定変更役務調達仕様書別冊 ア による。	契約の履行の一環として収集、整理、作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。	
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考								
仕様書	市ヶ谷 LAN（無線 LAN）と防衛省 OA システム基盤との接続に関する設定変更役務調達仕様書別冊 ア による。	契約の履行の一環として収集、整理、作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。									